

令和 8 年度公営児童クラブ入所募集（通年・夏季）

1. 児童クラブの目的

就労などの理由で昼間自宅に保護者がいない児童のために適切な生活の場を提供し、児童の健全育成を図るものです。

2. 開設場所

市内各学区 ※詳しい開設場所は HP をご覧ください。



◀スマホでご覧になられている場合、QR コードをタップすると HP をご覧いただけます。

3. 開所時間

区分	開所時間	閉所時間
月曜日から金曜日	学校終了後	午後 6 時
第 2・4 土曜日（8 月を除く）、夏・冬・春休み、学校行事による代休日などの学校休業日	午前 8 時	

※ 8 月の土曜日、毎月（8 月を除く）第 1・3・5 土曜日、日曜日、祝日、お盆（8 月 13 日～16 日）、年末年始（12 月 29 日～1 月 5 日）、その他市長が必要と認めた日は休所日

4. 利用料金等

項目	通年申込	夏季申込
利用料（※1, 2, 3）	月額 5,000 円、8 月は 7,000 円	7 月 3,000 円、8 月 7,000 円
活動費	月額 2,000 円以内 ※各クラブの活動に合わせた必要額	
スポーツ安全保険料	年額 800 円	

※1 児童 1 人あたりの金額です。利用料の日割りはありません。

※2 同じ世帯において児童が複数人同時に児童クラブに入所する場合の利用料は、最年少の児童から順に 2 人目は半額、3 人目以降については無料です。

※3 市県民税非課税世帯、生活保護世帯及び児童扶養手当受給者の方は申請により利用料が免除されます。

5. 入所要件

市内小学校に在学する小学校 1 年生から 6 年生までの児童で、保護者（※）の全てが次のいずれかに該当する児童（※同一敷地内に同居の 65 歳未満の祖父母を含む）

通年申込	夏季申込
(1) 昼間（午前 8 時から午後 5 時まで）において <u>毎月 12 日以上、勤務日は 4 時間以上・午後 3 時以降まで居宅以外または居宅内で児童と離れて、家事以外の労働をしている。</u>	(1) 昼間（午前 8 時から午後 5 時まで）において <u>毎月 12 日以上労働をしており、当該労働日に 4 時間以上居宅以外または居宅内で児童と離れて、家事以外の労働をしている。</u>
(2) 母親が妊娠中（産前 2 か月）または出産後（産後 3 か月）である。	
(3) 疾病、負傷、精神または身体に障害を有している。	
(4) <u>毎月 12 日以上看護をしており、当該看護日に 4 時間以上かつ午後 3 時以降まで居宅外または居宅内で常時家族を看護している。</u>	(4) <u>毎月 12 日以上看護をしており、当該看護日に 4 時間以上、居宅外または居宅内で常時家族を看護している。</u>
(5) 災害によって居宅を失い、または破損しており、復旧中である。	

6. 入所申込（年度当初の入所申込）

項目	通年申込	夏季申込
受付期間	令和7年11月4日（火）から <u>令和8年1月9日（金）まで</u>	
申込方法	オンライン（Web）受付 ※必要な書類（データか写真提出）をご用意の上、手続きを行ってください。  ◀スマホでご覧になられている場合、QRコードを タップで申込用のページに転移します。	
必要な書類 （PDF等データか写真データ）	保護者（65歳未満の同居の祖父母含む） の就労証明書等	保護者（65歳未満の同居の祖父母含む） の就労証明書等を、入所仮承認後、 <u>翌4～5月に提出</u>
	・就労証明書は市HP（上記QRコード）からダウンロードするか、各クラブでも用紙を配布します。 ・令和8年度保育園入所申込に添付する就労証明書でも可とします。就労証明書の下段「19 保護者記載欄」の余白等に児童クラブ利用を申し込む児童の追記をしてください。 ・就労以外で、出産、病気負傷・障害、看護等が理由の場合は、就労証明書の代わりに、母子手帳の写しや医師の診断書等を提出してください。	・就労証明書等の提出は後日ご案内します。
入所までの流れ	1/9 申込締め切り 2月 入所承認通知発送 3月 入所説明会 4月 利用開始	1/9 申込締め切り 2月 入所仮承認通知発送 4～5月 就労証明書等提出 6月 入所承認通知発送 7月上旬 入所説明会 7/21頃 利用開始
注意事項	・今年度利用しており、<u>引き続き入所を希望する方も申込みが必要です。</u> ・定員を超える場合は、学年の低い順又は家庭内での保護の困難性の高い順で入所とします。入所要件を満たしていても、入所をお待ちいただく場合があります。 ・これまで「入所申込書」に記入いただいていた緊急連絡先やアレルギーの有無等の情報は、入所決定後「児童クラブ連絡票」にてご記入いただく予定です。	